厚生科学審議会運 一部改正 平(平成十三年一月一九日

営規

定

平成十九年一月二四日 厚生科学審議会決定

基づき、この規定を制定する 生科学審議会令

(平成十二

年

政

令第二百八十三号)

第十条の規定に

一条

3

会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同

2

厚生科学審

議会

(以 下

「審議会」という。)

は、

会長が招

集す

所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び 会長は、 審議会を招集しようとするときは、

知するものとする。

審議会の部会の設置 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

科会に置かれる部会を除く。 会長は、必要があると認めるときは、 以下本条から第四 審議会に諮って部会 条までに

)を設置することができる。

審議させることができる。

、諮問の付議)

会又は部会に府議することができる。

分科会及び部会の議決)

会長の同意を得て、

審議会の議決と

分科会及び部会の議決は、

会長は、

厚生労働大臣の諮問を受けたときは、

当

該

諮問

を

分科

することができる。

第五条 審議会の会議は公開とする。 ただし、 公開することにより、

個

人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、 知的財産権 その他個

人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は

国の安全が害されるおそれがある場合には、 会長は、 会議を非公開と

することができる

2

ど必要な措置をとることができる。 会長は、会議における秩序の 維持の ため、 傍聴人の 退場を命ずるな

(議事録)

第六条 審議会における議事は、 次の事項を含め、

議事

録に記載するも

のとする。

会議の日時及び場

あらかじ

専門 め、

|委員 期 月、

に通

場

出席した委員、臨時委員及び専門 所 委員

0

氏

議事となった事項

それがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が 議事録は、 公開とする。 ただし、個 人情報の保護に支障を及ぼすお

不当に侵害されるおそれがある場合に は、 会長は、 議事録の全部又は

部を非公開とすることができる。

おい

て 同

(分

して調

査

3

るものとする。 会長は、 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、 非公開とした部分について議事要旨を作成し、 これを公開す

(分科会の部会の設置等)

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、 を設置することができる。 分科会に諮 って部会

2 分科会長は、 第三条の規定による付議を受けたときは、 当

該付議事

を前項の部会に付議することができる。

3 第一項の部会の議決は、 分科会長の同意を得て、 分科会の議決とす

分科会長は、必要があると認めるときは、 二以上の部会を合同して

「査審議させることができる。

4

(委員会の設置)

設置することができる。第八条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を

(準用規定)

ものとする。 ものとする。 ものとする。 この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあっては「当該分科会に属する。 この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」と、 のは、分科会にあっては「対科会長」、部会にあっては「部会長」と、 のは、分科会において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とある のとする。

(雑則)

に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。第十条 この規定に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営